

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
6	子どもに障害がある場合、家族がどのように子どもと接すればよいかなど、具体的に教えてほしい。	<p>言葉や社会性の発達、学習上の困難等子どもの発達に不安を感じている保護者へ、発達支援センターにおいて専門の相談員等による相談や本人および家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行っています。</p> <p>また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）等において、集団での関わりを通して子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談を行っています。</p> <p>このように、様々な施設等で子どもや家族の相談をお受けするための切れ目のない相談支援体制の充実を図っていますので、広報くさつや関係機関・団体との会議を通して、相談支援体制を周知します。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 72 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標2子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」「施策3障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援」およびP. 131「第6章重点的な取組」「3障害のある子どもへの支援の充実〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
7	<p>計画の基本的な考え方、基本理念、基本的な視点、基本目標について、草津市の現状や社会情勢を踏まえた項目のみではなく、詳しく文章化することで草津市の願いが伝わると考える。</p> <p>また、「すべての子育て家庭に対しての事業」だと言うことを明記されてはどうか。</p>	<p>計画策定の背景や本市の現状、課題につきましては、第1章および第2章に記載しています。</p> <p>また、地域やNPO等団体、市などが連携し、家庭とともに本計画の主役である子どもを支えることで「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども“草津っ子”」を育み、子育てしやすい市の姿として、基本理念に掲げる「子どもの人権が尊重され、子どもと大人とともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」の実現を進めます。</p> <p>【計画書記載箇所】 〔P. 5 6 「第3章計画の基本的な考え方」全般〕</p>
8	<p>住んでいる学区には住民がボランティアで実施している子育てひろばなど、親子がつどえる場が5か所あるが、それぞれが点として頑張っているものの、面としての広がりや繋がりが難しいのが現状です。</p> <p>支援施策の展開として、地域の子育て力を高められるような取り組みを行政が企画し育ち合えるよう、サークル交流会などを開催していただきたい。行政として、地域の取り組みに参加することが、現状の把握と課題の追求には欠かせないのではないかと考えます。</p> <p>また、各校区で保・幼・小・中、地域の子どもに関する関係機関との連携が重要で、ネットワーク会議等の立ち上げが必要と考えます。</p>	<p>市では、子育て支援の総合的な拠点施設である子育て支援センター（ぽかぽかタウン）が中心となって、市内子育て施設の統括、指導にあたっており、地域で活動をいただいている子育てサークルに対しても、助言やおもちゃの貸し出し、子育て応援サイト&アプリでサークル活動を周知するなどの運営協力をっています。</p> <p>御提案のネットワーク会議等の関係機関や団体との連携については、子育てサークルを含め子育て支援に携わっていただいている団体等を対象に、年に3回程度「子育て支援員研修会」を実施しており、子育て支援に関する知識を深めていただくとともに、横断的なつながりを持つ機会を設けています。</p> <p>【計画書記載箇所】 〔P. 8 9 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標4子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり」「施策1 子育ての仲間づくりの場の提供〕〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
9	機児童対策で小規模保育施設が多くなっている。保育の質の向上に向けて研修の充実をお願いしたい。	<p>保育の質の向上については、巡回指導員による巡回支援のほか、小規模保育施設や家庭的保育施設に対する乳児保育環境に関する研修など、公私立園所や認可外保育施設、小規模保育施設等の教育・保育施設職員に対する各種研修や施設長会議等を実施しています。</p> <p>各種研修の内容は、保育を取り巻く課題や研修実施時のアンケートによる要望などをもとに市が企画しているところで、心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども「草津っ子」を育むため、教育・保育に携わる者として、保育の質の向上および専門的な知識や技術の向上を図ります。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 6 1 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標1子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり」「施策1就学前の教育・保育環境の整備」およびP. 6 3 「施策2就学前の教育・保育内容の充実〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No.	意見（要旨）	回答
10	子どもも高齢者も笑顔輝く地域になるよう、年1回に限らず世代間交流の取り組みを策定してはどうか。	<p>本計画の主役である「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども“草津っ子”」を育むため、行政の関係機関や小学校、家庭、地域社会等が連携し、様々な経験を通して学び、深い関わりと、人の繋がりを大切にすること、地域の自然や歴史、文化など自分が育った地域に关心をもち、生まれ育った地域に愛着を持つことが重要であると考えており、草津市こども環境会議や地域協働校、知識や経験を活かしたいという学習ボランティアによる生涯学習活動を推進しています。</p> <p>世代間交流等の取り組みは、「草津っ子」を育む取り組みでありますことから、御意見を参考とさせていただき、事業を実施します。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 95 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標5社会全体で子育てを支援する環境づくり」「施策1地域の子育て力の向上」およびP. 135 「第6章重点的な取組」「4「草津っ子」育み事業〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
11	草津市たんぼのこ体験事業の縮小など、地域の人や土に触れる機会が減っている。子どもたちの健全な食育、食生活を支援するため、課を超えた取組が必要ではないか。	<p>草津市たんぼのこ体験事業は、児童が農業や食に対する関心を高めるとともに、食べ物の大切さを学ぶことを目的に、市内すべての小学校で実施しています。平成30年度は、活動場所が確保できず、実施ができなかった小学校がありましたが、例年、各小学校や地域の工夫により、事業を実施しています。</p> <p>また、本計画は、草津市教育振興基本計画や草津市食育推進計画、その他の分野別計画と整合性を保ちながら、各施策や事業を総合的・一体的に推進するために策定するもので、具体的な取り組みとして、健康推進員が各地域における地域協働合校等の機会で、栄養や食生活の正しい知識の普及啓発を図るなど、所管課や分野を超えた取組を進め、子どもたちの健全な食育、食生活を支援します。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 86 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標3心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」「施策3健康な心身を育てる食育の推進」およびP. 95 「目標5社会全体で子育てを支援する環境づくり」「施策1 地域の子育て力の向上」〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
12	<p>外国籍の子ども等へのボランティアで、日本語を教える団体など、 外国籍の子ども等の居場所づくりについて考える必要がある。 認定こども園、幼稚園および保育所（園）でのニーズに対し、早期対応をお願いしたい。</p>	<p>外国につながる子どもについては、文化・言語の違いによって、地域や学校での生活、教育、進学等で困難が生じやすい状況にあります。市では、多文化への理解促進を進めるほか、乳幼児健診や訪問・相談事業等での言語通訳者の派遣を行っています。</p> <p>外国につながる子どもや家庭が、地域の一員として生活ができるよう、様々な文化を持つ外国人住民と日本人住民が共に認め合い、助け合い、活かしあいながら、誰もが心豊かで安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めるため、多文化共生に関する施策をまとめた計画を策定します。</p> <p>また、認定こども園、幼稚園および保育所（園）、小学校等においてスムーズに教育・保育を受けることのできるよう、子どもや保護者のニーズに対応できる支援の充実を図ります。</p> <p>【計画書記載箇所】 〔P. 72 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標2子どもの権利と安全を守る仕組みづくり」「施策3障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援」〕</p>

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）および草津市子ども・若者計画（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

【資料2】

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見と回答

No	意見（要旨）	回答
13	未就学児の食育において、市がまちづくり協議会等に補助を行い、専門家による指導を受けるような仕組みがあっても良いのでは。	<p>未就学児の食育については、乳幼児の保護者に栄養相談や教室を実施するとともに、認定こども園、幼稚園および保育所（園）において、発育・発達段階に応じた食育を推進し、子どもが食の大切さや楽しみを身に付けられるよう取り組みます。</p> <p>また、健康推進員による食育の取り組みとして、各地域まちづくりセンター等における子育てサロンなどの機会で、栄養や食生活の正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>【計画書記載箇所】</p> <p>〔P. 86 「第4章子ども・子育て支援施策の展開」「目標3心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり」「施策3健康な心身を育てる食育の推進」〕</p>

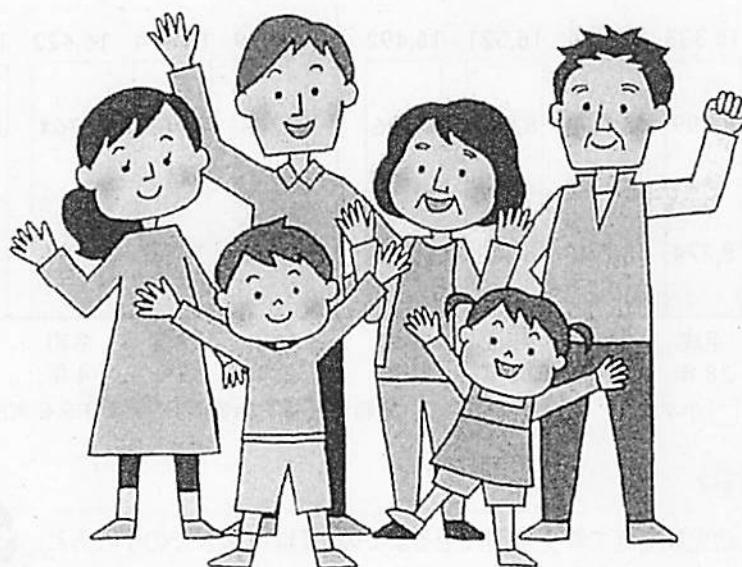
No.	指摘項目	答弁（対応）	結果
1	草津市子ども・若者計画（案）について、高等学校の中退者数のデータを載せるべきでは。	滋賀県教育委員会に確認し、掲載可能であれば修正対応する。	<p>計画案を次のように修正 P. 9 「(10)不登校児童・生徒数の推移」 不登校児童・生徒数の推移についてみると、小学生は平成28年、中学生は平成29年以降増加しており、平成30年は不登校児童・生徒数ともに90人以上となっています。 1,000人当たり不登校児童・生徒数について滋賀県、国と比較してみると、小学生は滋賀県、国を上回っています。中学生は平成28年以降、滋賀県、国を下回って推移しています。 <u>滋賀県の県立高等学校について、不登校生徒の在籍率は2%以上で推移しております、全国の公立高等学校を上回っています。</u> <u>また、県立高等学校の全日制における中途退学者について、平成30年度は198人で減少傾向にあり、中途退学率は平成27年度以降、全国の全日制の公立高等学校を下回っています。</u></p>
2	子ども・若者の育成支援に関する関係機関への聞き取りはされているが、当事者の声が反映されていない。課題把握が弱いので、当事者の声を施策に汲み取るような取り組みを実施されたい。	<p>当事者の声については、子ども・子育て会議の委員でひきこもりに関わる方からも御意見をいただき、本計画（案）に反映している。</p> <p>今後、ひきこもり等の事業を実施していく中で、当事者の声を把握し、施策に反映していきたい。</p>	—

No.	指摘項目	答弁（対応）	結果
3	ひきこもり状態への支援では、居場所づくりが重要。施策「ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援」に「居場所づくり」を明記いただきたい。	居場所づくりについては、本計画の重点的な取組で掲げているが、施策の展開において記載方法の見直しを検討する。	<p>計画案を次のように修正 P. 30 「ひきこもり、若年無業者（ニート）への支援」「施策の方向」</p> <p>ひきこもり、ニート等の若者に対して、個人の置かれた状況に応じた専門的な相談や、多様な社会参加の場や居場所の提供等、若者の日常生活の自立から経済的な自立に至るまでの支援を推進します。</p> <p>また、県等の関係機関が実施する研修を通じて、専門的な人材育成・確保を図るとともに、社会全体がひきこもりに対する理解を深められるよう、取り組みを推進します。</p>

第二期 草津市子ども・子育て 支援事業計画

令和2~6年度

概要版



令和2年3月
草津市

1 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの人権が尊重され、 子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津

家庭をはじめ、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、企業、市等多様な主体が我が事として連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津を目指して、丸ごととなつて取組を進めます。

2 目指す子どもの姿「草津っ子」

心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども

いのちを大切にし、
育む子ども
健康・体力

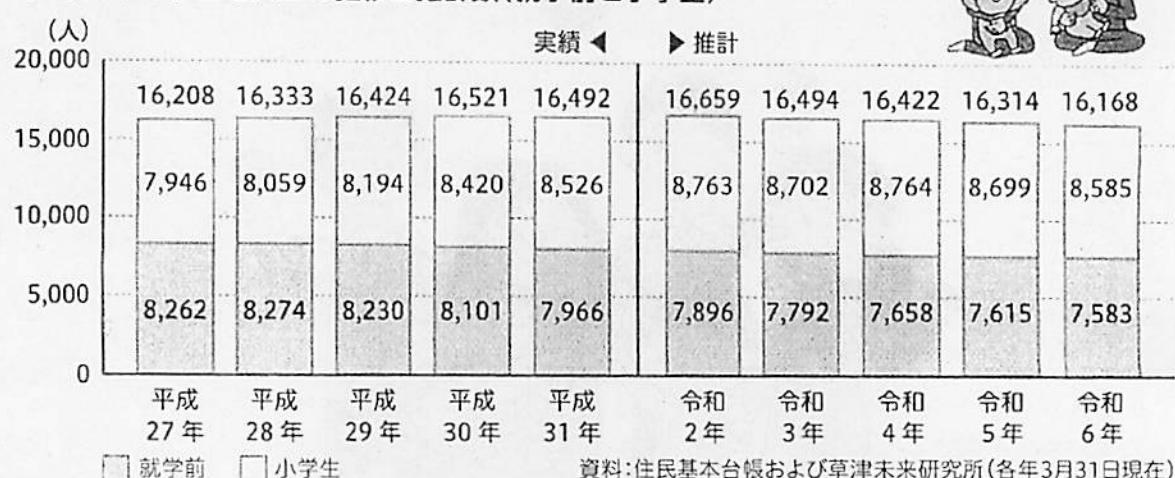
よく考え、主体的に
行動する子ども
学び

人と豊かに
関わる子ども
豊かな人間性

生まれ育った地域に
愛着をもつ子ども
地域

3 草津市の子ども人口と推計数

● 草津市の子ども人口の推移と推計数(就学前と小学生)



資料:住民基本台帳および草津未来研究所(各年3月31日現在)

4 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、認定こども園、幼稚園および保育所(園)と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。

2 子ども・子育て支援施策の展開

1 計画推進にあたっての視点

子どもの幸せ・
成長を育む視点

親の子育て力を
高める視点

社会全体で
子ども・子育てを
支える視点

草津市の特性を
生かしながら
取り組む視点

2 基本目標と施策

基本目標1
子どもたちがたくましく
育つことのできる
環境づくり

施策

- 1 就学前の教育・保育環境の整備
- 2 就学前の教育・保育内容の充実
- 3 放課後の居場所の充実
- 4 確かな学力向上等に向けた取組

基本目標2
子どもの権利と
安全を守る
仕組みづくり

- 1 子どもの人権を守る環境づくり
- 2 虐待防止等要支援児童対策
- 3 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援
- 4 安全安心な子どもの生活環境の整備
- 5 子育ての経済的負担の軽減
- 6 子どもの貧困対策

基本目標3
心身ともに
健やかな育ちを
支援する仕組みづくり

- 1 結婚、妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 2 子どもと家族の健康な生活の支援
- 3 健康な心身を育てる食育の推進
- 4 子どもの健全育成

基本目標4
子育ての喜びや悩みを
分かち合える環境づくり

- 1 子育ての仲間づくりの場の提供
- 2 親育ちを支援するサービスの充実
- 3 子育て支援ネットワークの推進と情報提供
- 4 ひとり親家庭の自立支援

基本目標5
社会全体で子育てを
支援する環境づくり

- 1 地域の子育て力の向上
- 2 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供
- 3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

③ 重点的な取組

(子ども・子育て支援法 法定必須記載事項)

1 就学前の教育・保育

就学前の教育・保育の一体的提供(幼保一体化)の推進

基本的な考え方

- 就学前児童数の減少や地域需要の動向、多様な保育ニーズ、保護者の就労状況等に対応した、質の高い就学前の教育・保育を提供するため、幼保一体化を推進します。
- 保護者が子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じができる環境を整備するため、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- 質の高い教育・保育の提供と、地域の子育て支援機能の維持・確保を図るため、認定こども園、幼稚園および保育所(園)の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

就学前の教育・保育

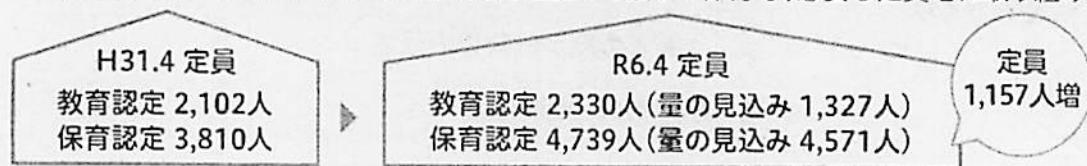
児童福祉法に基づき、保護者が就労等により家庭で保育をすることができない乳幼児に対して、就学前の教育・保育を実施します。



▶ 小規模保育事業の開設や私立保育園新設、その他必要な施設整備等
早期の待機児童解消を目指して、小規模保育事業の開設や保育所の新設、その他必要な施設整備等を実施します。

▶ 施設定員の拡大

需要量の推移を見極めながら、幼保一体化(認定こども園化)と併せ定員増や小規模保育事業の整備、認可外保育施設の認可化移行、幼稚園での預かり保育等、必要な定員増に取り組みます。



教育認定: 幼稚園、認定こども園(教育標準時間)を希望される方

保育認定: 就労等保育の必要な事由に該当し、保育所(園)・認定こども園等(保育短時間～保育標準時間)を希望される方

2 地域子ども・子育て支援事業

1 子育て支援の総合的サポート

① 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場・地域子育て支援センター・子育て支援センター・子育て支援拠点施設)

地域の身近なところで、親子の交流や子育てに関する相談、イベントの開催等ができる子育て中の親子のための居場所づくりを進めます。

R1(見込)	R6
86,396人	129,898人

② 利用者支援事業

認定こども園、幼稚園および保育所(園)等の担当窓口と子育て支援事業等の担当窓口、子育て支援拠点施設に情報提供、相談、助言を行う利用者支援員を配置します。また、親子交流の場に利用者支援員を配置するなど、妊娠・出産期から子育て期までの相談支援の充実を検討します。

利用者支援員配置数	
R1(見込)	R6
6人	15人

2 子どもの居場所づくり

3 放課後児童健全育成事業(児童育成クラブ)・放課後子ども教室

昼間、保護者が家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びと生活の場を提供します。民設児童育成クラブの設置や一体型の児童育成クラブおよび放課後子ども教室の実施を進めます。

H31.4 定員 1,728人	R6.4 定員 2,518人 (見込み2,464人)	定員 790人増
--------------------	----------------------------------	-------------

4 時間外保育事業(延長保育事業)

勤労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所(園)の開所時間(11時間)を超えて保育を行います。

実利用者数

R1(見込) 2,321人	R6 2,514人
------------------	--------------

5 一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園および保育所(園)、その他の場所において一時に預かり、必要な保育を行います。

延べ利用者数

R1(見込) 幼:24,783人 保:6,930人	R6 幼:23,010人 保:6,597人
---------------------------------	-----------------------------

6 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

病気や病後で集団保育が難しく、家庭で子どもを保育できない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に預かり、保育・看護を行います。

対象者に広報等で事業を周知し、施設の利用を促進します。

延べ利用者数

R1(見込) 1,086人	R6 定員 2,080人
------------------	-----------------

7 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が養育困難な場合、子どもを短期的に預かり養育します。

延べ利用日数

R1(見込) 166日	R6 215日
----------------	------------

3 地域における子育て支援

8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

認定こども園、幼稚園および保育所(園)、児童育成クラブ等への送迎サービスを中心に、子育ての援助を希望する会員と援助する会員のコーディネートを行います。

当事業は、依頼会員と提供会員の相互援助を行っており、広報周知等により提供会員の増員を図ります。

4 支援を要する子どもと家庭への支援

9 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業



●養育支援ヘルパー派遣事業

保護者の養育を支援する必要のある家庭に対し、家事育児のヘルパーを派遣します。

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な保護を図るために、当協議会を設置運営します。

延べ利用者数

R1(見込) 3,357人	R6 3,594人
------------------	--------------

ヘルパー延べ利用者数

R1(見込) 728人	R6 969人
----------------	------------

児童虐待相談対応件数

R1(見込) 1,049件	R6 1,549件
------------------	--------------

5 妊婦・乳児家庭支援

10 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診事業)

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健診の公費負担助成を行い、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

妊婦健診受診券発行者数

R1(見込)	R6
1,297人	1,261人

11 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

●すこやか訪問事業

助産師および保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。また、市独自事業として保育士が生後6か月頃の乳児のいる家庭を訪問します。

すこやか訪問訪問者数

R1(見込)	R6
1,238人	1,225人

●養育支援訪問事業

保護者の養育への支援が特に必要な児童や、出生前から養育に支援が必要と認められる妊婦に対して、保健師が訪問して養育の相談、指導、助言を行います。

養育支援訪問延べ訪問人数

R1(見込)	R6
169人	177人

6 その他の支援

12 多様な主体の参入促進事業

小規模保育事業等の新規参入施設において、保育の質を確保できるよう巡回指導員を配置します。

13 実費徴収に係る補足給付事業

認定こども園、幼稚園および保育所(園)等での保育料以外の実費徴収費用(教材費、行事費、給食費等)について、低所得世帯の負担軽減を図るために、国の示す基準に基づき費用の一部を補助します。

巡回指導員配置数

R1(見込)

R6

1人

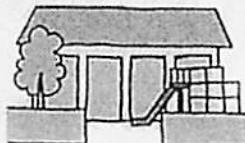
給付件数

R1(見込)

R6

88件

96件



4 重点的な取組

(子ども・子育て支援法 法定必須記載事項以外)

1 子どもの貧困対策の充実(ひとり親家庭の自立支援の推進を含む)

施策の目的

- 1 子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるよう、教育機関や保育施設・地域・市民活動団体・行政等が積極的に連携し、貧困の連鎖を断ち切るための多面的な支援を行います。
- 2 困難な状況に陥りやすいひとり親家庭について、自立のための支援を推進します。
- 3 困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に早期に気づくため、各種事業の実施を通して、地域での見守りや専門機関につながる効果的な支援体制づくりを推進します。

ひとり親家庭の子ども ^{※1} の進学率の向上	子どもの居場所の 箇所数	子育てに関して悩みを一人 で抱えている人の割合	ひとり親家庭の 暮らし向きの向上 ^{※2}
R1(見込) 96.3%	R6 2	R1(見込) 2.7%	R6 53.2%

※1:中学校卒業後

※2:「暮らし向きについてどう感じますか。」の問い合わせに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合